

令和3年8月11日

県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会  
代表 荒川 照明 殿

茨城県県民生活環境部  
資源循環推進課長

「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策に関する  
異議申し立て」に対する県の考えについて

このことについて、令和3年3月15日付け、4月26日付け、並びに5月31日付でご提出のあった、「異議申し立て」にご記載のありました「問題点」等に対する県の考えを別添のとおり整理しましたので送付いたします。

**【お問い合わせ先】**

茨城県県民生活環境部資源循環推進課  
新最終処分場整備室

電話 029-301-3015

FAX 029-301-3039

Eメール [haitai4@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:haitai4@pref.ibaraki.lg.jp)

「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策に関する異議申し立て」に関する県の考え方

3月15日付異議申し立て文書（待参）

3 候補地選定の進め方についての要望	県の考え方
<p>(1) ○「山側道路からの新設道路を通過して廃棄物を搬入するとの大幅な計画変更」があったので、再評価すると、「日立市諏訪町」の総合評価は「〇評価」の数が3個で3カ所の整備候補地で最も少なくなる。</p> <p>○外部搬入道路要件（直線距離が1km以内の区域内）に違反</p> <p>○早期に候補地選定をやり直して「日立市諏訪町」を候補地から外していただきたい。</p>	<p>○候補地である太平田鉦山跡地については、県道37号から1km以内にあるため、候補地選定の要件を具備しています。</p> <p>このため、評価結果に影響せず、従って、候補地の再選定は行いません。</p> <p>○ご指摘の山側道路からの新設道路については、油縄子交差点を搬入車両が通過することを避けたいという地元住民の皆様の多くの御意見を反映したものであり、搬入専用道路としてではなく、一般車両も通行できる道路として整備する予定です。</p>
<p>(2) ○整備候補地の選定「3. 事業効率性について」は、常陸太田市の事業利益予測を小さく見せかけて、日立市の事業利益予測を目立たせるように工作されたと推察される。「候補地ここにありき」の為に、情報操作と推察されるので、この点からも候補地選定は早期にやりなおしていただきたい。</p> <p>○概算整備費に処分場本体以外の費用（搬入道路の建設工事費）を加算し他の2候補地と比較してください。</p>	<p>○事業利益を小さく見せるような操作はしていません。</p> <p>○「異議申立書」の「概算工事単価」は根拠が不明であり、検証できません。</p> <p>○整備候補地選定時の概算整備費は、それぞれ候補地の状況により処分場整備費を算出しています。日立市諏訪町については、既に掘削されているため切土が少ないことから、埋立地の整備費用は他の2カ所より低くなっています。</p> <p>○新設道路は、(1)のとおり、住民の意見を踏まえて整備数値としたことや、搬入専用ではないことから、その費用は処分場本体の概算整備に含まべきものとは考えておりません。</p> <p>○常陸太田市の「下水道整備区域までの距離 約0.3km」は、誤記ではありません。</p>
<p>(3) ○唐津沢に廃棄物処分場を建設する場合の集中豪雨時の洪水を想定しないわけばならない。沢に建設する事の危険性を認識して、少なくとも当該建設候補地について、基本設計・工事費見積くらいは提示してから、再度住民に説明していただきたい。</p>	<p>○今後進める基本計画の中で、安全な施設構造を検討するとともに、必要な雨水対策について、専門家の意見を十分に参考にしながら検討を進めていく考えです。</p> <p>○なお、基本計画の内容等につきましても、様々な機会をとらえ、住民の皆様に周知を図ってまいります。</p>
<p>(4) ○唐津沢の建設候補地は多賀地区の市街地間近で、裏庭のようなどころに位置している。唐津沢の降水は処分場を経て、船川及び桜川の水あるいは地下水となって、多賀地区の市街地に達する。煤塵・臭気は山風に乗って直ちに運ばれ、多賀地区の住宅街に及び、時間が経過するとともに住民の苦情が増大することになる。</p>	<p>○埋立地の降水は、市の下水道へ放流しますが、それ以外の降水については、埋立地に流入させない対策を講じます。</p> <p>○埋立地からの粉じん等については、十分な対策を講じていく予定です。</p> <p>○焼却施設は設置しないので、焼却施設からの煤塵・臭気の心配はないと考えます。</p>
<p>(5) ○候補地撤回後の当該地の利用として、唐津沢地に防災管理を施し、防災ダムの役割を果たす湖水や、地層が分かる岸壁の環境を保存し、ジオパークやナショナルホレストの運動の拠点として活用して欲しい。</p>	<p>○最終処分場として活用させていただきたいと考えております。</p>

要望・意見

唐津沢の谷間に廃棄物処分場の建設が不可能なこと

県の考え方

○埋立地だと地震時の液状化の災害も心配  
 ○処分場工事に伴う工事車両が24万台にもなることを住民にふせている  
 ○廃棄物処分場の施設は全て谷底に配置されるので、谷の斜面に沿って、流入する雨水を避けるための堤防を周囲に築いたとしてもすべての雨水を防災調整池に導入することは不可能であり、集中豪雨時には、ほとんどの雨水は廃棄物処分場の施設を越水して防災調整池に流入することになる。  
 ○処分場総敷地面積の約4倍の唐津沢全体の降水、集中豪雨時の洪水対策は非常に厳しい  
 ○洪水時の災害対策は現実的に不可能であると言える  
 ○唐津沢は別の沢と合流し、大平田地区につながっているため、この地区の近年の洪水時の災害対策にとっては、広大な唐津沢を埋め立てて廃棄物処分場を建設することは大きな障害になる。これらの要因も考慮すると集中豪雨時の水害に関わる条件は更に悪くなる

○東日本大震災においても環境被害を及ぼすような埋立処分場の事故は、これまで報告されておりません。  
 ○新処分場建設工事車両台数については、新処分場の具体的な施設構造等が決まっていないため、正確な台数を算出できませんが、新処分場敷地内での土砂の切盛りの工夫などにより、工事車両台数を減らし既存の交通への影響を低減し、交通安全対策を図っていきます。  
 ○雨水対策として、防災調整池や浸出水処理施設に調整槽を整備いたしました。しかし、これらの規模については、近年の豪雨災害の状況なども考慮し、基本計画策定委員会で専門家の意見を踏まえて検討していきます。

## 要望・意見

## 県の考え方

5	まとめ(主な問題点)	
(1)	○イメーজ図による、廃棄物槽が谷底の地下水及び表流水が集中する所に配置され、地下水に晒されるだけでなく、浸出水処理機能不全の状況にある。なお、廃棄物槽の縁面が急勾配で傾斜しており、廃棄物は風雨により毀れだすような大変不安定な状態にある	○基本計画の中で建設地の立地条件を踏まえた施設配置や地下水への対応について検討していきます。 ○廃棄物槽(=埋立地)の底面や法面には遮水工を施し、廃棄物中に浸透した雨水(浸出水)が地下に浸透しないよう、また地下水が廃棄物中に湧き出さないようにするとともに、浸出水は浸出水集排水管により浸出し処理施設に集めて処理した後、下水道へ放流します。また、地下水は地下水中集排水管を、埋立地以外の施設敷地内へ降った雨は側溝等を通じて防災調整池へ集め、放出量を調整しながら河川へ放流するよう今後基本計画で検討していきますので、ご指摘は当たりませせん。 ○地下水及び雨水の排水設備整備、更に貯留構造物(貯留堰堤)の設置により廃棄物の流出や崩壊を防ぐ対策についても、今後基本計画で検討していきます。 ○排水設備や貯留構造物の設置にあたっては地層リカが行らないような設計条件を、専門家の意見を踏まえて、検討していきます。
(2)	○廃棄物搬入道路予測と処分場の施設配置を試みたが、搬入道路の機能、建設工事費、工事期間、用地買収、自然環境破壊対策、などの具体的な情報は得られていない。これらの情報を提示しないまま、日立市長と市民に早期回答を迫るようなことは避けて欲しい。	○日立市の受諾の回答を頂いた後に、必要な調査や測量を行ったうえで、安全な施設構造を検討していく予定としております。このため、新設道路についてはイメージパースに含めておまかせん。
(3)	○廃棄物槽の底面を標高135mまで低くし、槽の縁面傾斜を緩やかにした結果、廃棄物容量は181万m <sup>3</sup> となり、必要容量244万m <sup>3</sup> に不足する。搬入道路との兼ね合いはあるが、掘削前の標高150m位まで、埋め立てして廃棄物槽設置の敷地を十分広くする必要がある。	○整備候補地の埋立容量は候補地選定時に現況地形を元に約244万m <sup>3</sup> が確保できると想定したものです。 ○埋立地の容量については、今後基本計画において、測量調査や地質調査の結果を基に専門家の意見を踏まえて十分検討し、必要容量の算出をしていきます。
(4)	○搬入道路は唐津沢の大半の降雨の排水路を兼ねることは難しく、搬入道路と反対側の四ツ峰側の標高差は200mにもなる断崖は急峻であるため、落石と洪水の災害は避けられないため、唐津沢の谷間に廃棄物槽を建設し、未来永劫保全するのは不可能。	○新設道路については、都市計画法施行規則第24条に基づき、雨水等の排水のための道路側溝を設置していきます。 ○整備候補地の現況については、事業者により、鉱山保安法の規定に基づいた落盤又は崩壊を防止するための措置が取られていると考えています。 ○処分場の雨水対策については、基本計画の中で災害に耐えられるよう検討し、十分な対策を講じてまいります。